



平成 19 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 角川グループホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 本間 明生  
(コード番号 9 4 7 7 東証第一部)  
問合せ先 取締役統括マネジャー 梶田 敏夫  
(TEL. 0 3 - 3 2 3 8 - 8 7 1 0)

## 当社の従業員および当社子会社の取締役、従業員に対する ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条ならびに第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員および当社子会社の取締役、従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき承認を求める議案を、平成 19 年 6 月 24 日開催予定の第 53 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションとして、新株予約権を無償で発行するものです。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### ① 新株予約権の割当を受ける者

当社の従業員および当社子会社の取締役、従業員。

##### ② 新株予約権の目的である株式の種類および数またはその数の算定方法

当社普通株式 100,000 株を上限とします。

なお、当社が株式分割または株式併合等を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の資金の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とします。

行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）と新株予約権発行日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日の取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）の何れか高い金額とします。

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株発行前の株価

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとします。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より2年以内とします。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社

計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑥ 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要します。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分、若しくは相続をすることはできません。
- (3) その他の新株予約権の行使の条件は、本定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結される新株予約権付与契約において定めます。

⑦ 新株予約権の取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、本件新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は、その新株予約権を無償で取得することができます。

3. 募集新株予約権の数の上限

1,000個を上限とします。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とします。（ただし、前項2の②に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。）

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払込を要しないものとします。

5. その他

新株予約権に関する細目事項は取締役会により決定します。

上記の内容については、平成19年6月24日開催予定の当社第53期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上